

前払金の使途拡大が継続されました

1 拡大前の使途

- 前払金の使途として認められている内容は以下のとおりとなっております。
 - ① 材料費 ② 労務費 ③ 外注費
 - ④ その他（機械器具賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、前払金保証料、労災保険料）

2 使途の拡大

- 前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から前払金の使途が以下のとおり特例的に拡大されておりますが、この特例措置が令和6年度も継続されることになりました。

【特例措置の対象となる主な使途の例】

- （現場管理費）
 - 現場労働者に係る法定福利費
 - 現場労働者の作業用具、作業用被服等の労働管理費および安全訓練費
 - 現場事務所の光熱水費、通信費、交通費等
- （一般管理費）
 - 当該工事現場を管轄する営業所の専任技術者、従業員の給料および法定福利費
 - 当該工事現場を管轄する営業所における当該工事に係る通信費、事務費等の諸経費および当該工事の施工に必要な機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

【前払金使途内訳明細書の記入例】

費目	費目の内訳	金額	支払先氏名	支払予定月・旬	払出方法
その他	当該工事の現場管理費等	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇建設(株)	〇/上	現金

3 注意

- 適用対象となるのは、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事の前払金で、令和7年3月31日までに払出が行われるものになります。
- ただし、発注者が特例措置を採用（工事請負契約約款等を改正）していることが必要です。

お問合せ先



HOKKAIDO CONSTRUCTION SURETY CO., LTD

北海道建設業信用保証株式会社

業務部 札幌市中央区北3条西4丁目1番地4
TEL : 011-221-2092

旭川支店 旭川市5条通5丁目左10号
TEL : 0166-26-0395

帯広支店 帯広市西7条南6丁目2番地
TEL : 0155-24-5806

東京支店 東京都中央区八丁堀2丁目11番8号
TEL : 03-3553-1618

東北支店 仙台市青葉区二日町2番15号
TEL : 022-723-2255

URL <https://www2.hokkaido-cs.co.jp>